

八王子市民間保育所建設費補助金交付要綱

平成5年4月1日施行

改正

平成6年4月1日	平成7年4月1日	平成15年4月1日
平成16年11月1日	平成18年2月1日	平成18年9月1日
平成19年7月13日	平成20年3月10日	平成21年7月1日
平成23年3月1日	平成25年2月1日	平成26年3月1日
平成27年3月2日	平成27年10月30日	平成29年3月1日

第1 目的

この要綱は、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて設置する同法第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）が行う施設整備に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって保育所の整備を推進し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1、2に掲げる保育所の施設整備に係る事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 施設の整備は、「八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」（平成26年条例第33号）及び「八王子市保育所設置認可等事務取扱要綱」に適合するものであること。
- (2) 建設に要する費用について、厚生労働省又は東京都の補助金が内示決定又は交付決定されたものであること。
- (3) 補助事業の計画及び方法が第1の目的を達成するために適切であり、十分な成果が期待し得るものであること。

第3 補助対象経費

この補助事業の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表1又は別表2に定める経費とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存の建物の買収に要する費用（既存の建物を買収することが建物を新築することよりも、効率的であると認められる場合を除く。）
- (3) 職員の宿舍の建設に要する費用
- (4) 外構整備に要する費用
- (5) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他建設費として適当と認められない費用

第4 補助金交付額は、次のとおりとする。

(1) 「平成28年度保育所緊急整備事業補助要綱」(平成28年8月24日付28福保子保第1598号)及び「平成28年度保育所等整備交付金交付要綱」(平成28年12月21日付厚生労働省発雇児1221第1号)の対象施設

ア 新設、増築、増改築、改築、大規模修繕若しくは老朽民間児童福祉施設整備を行う場合

別表3及び別表4により算出した額の合計額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に8分の7を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)と、別表9により算出した額の合計額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に8分の7を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。

イ 防音壁整備を行う場合

別表5に定める基準額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(2) 「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」(平成28年12月22日付厚生労働省発雇児1222第1号)別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」の補助対象施設

ア 賃貸物件による保育所改修を行う場合

別表6に定める基準額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に8分の7を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)及び別表8により算出した額の合計額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に8分の7を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)並びに別表9に定める基準額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に8分の7を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。

イ 認可化移行改修を行う場合

別表7に定める基準額と対象経費の実支出額の合計額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

第5 補助金の交付申請

この補助事業に係る補助金の交付を受けようとする事業者は、建設に要する費用について「民間保育所建設費補助金交付申請書」(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為及び役員名簿

- (2) 施設整備理由書
- (3) 申請額算出内訳書（別表 1 に掲げる事業の場合は第 2 号様式、別表 2 に掲げる事業の場合は第 3 号様式又は第 4 号様式とする）
- (4) 事業実施計画書（第 5 号様式）
- (5) 当該補助事業に係る歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (6) 別に国等から助成を受け、又は、受けようとする場合には、その助成の内容を記載した書類
- (7) 財産目録（法人設立中にあつては、これに代わるべき書類）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項による補助金の交付申請があつたときは、交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認められたときは、別紙補助条件を付し、第 6 号様式により補助金の交付を決定する。

第 6 補助事業の内容変更等

事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更（補助事業に実質的影響のない場合は除く。）しようとするとき。
- (2) 補助事業の建物の規模、構造等を変更（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止、又は、廃止しようとするとき。

2 前項による内容の変更をする場合は、「民間保育所建設費補助金内容変更承認申請書」（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 「申請額算出内訳書」（別表 1 に掲げる事業の場合は第 8 号様式、別表 2 に掲げる事業の場合は第 9 号様式又は第 10 号様式とする）
- (2) 「内容変更計画書」（第 11 号様式）
- (3) 当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の変更等承認申請書の提出を受けたときは、関係書類を審査し、適当と認められたときは、「民間保育所建設費補助金内容変更承認書」（第 12 号様式）により事業者に通知するものとする。

第 7 実績報告

事業者は、補助事業が完了したときは、「民間保育所建設費補助金実績報告書」（第 13 号様式）に次の書類（2 か年事業の初年度の実績報告の場合は、第 4 号の「引渡書」の写し及び「支払領収書」の写し並びに第 5 号の「検査済証」を除く。また、第 6 号の「完成前後の写真」は、「建設中の写真」とする。）を添えて、事業完了後（2 か年事業の初年度の場合は、当該年度の事業完了後）速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第14号様式）
- (2) 建設費精算書（別表1に掲げる事業の場合は第15号様式、別表2に掲げる事業の場合は第16号様式又は第17号様式とする）
- (3) 当該補助事業に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本
- (4) 請負工事の場合は、「工事請負書」の写し、「引渡書」の写し及び「支払領収書」の写し
- (5) 工事完了を確認するに必要な「検査済証」（別表2に掲げる事業の場合で発行できない場合は工事完了届等検査済証に代わるもの）の写し
- (6) 建物内外主要部分の完成前後の写真及び撮影位置を示した図面

2 市長は、提出された実績報告書の内容を審査及び現地調査を実施し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第18号様式により通知する。

第8 補助金の交付等

市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付決定後に補助事業の円滑な遂行のため市長が特に必要があると認める経費については、概算払いをすることができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第19号様式による補助金請求書又は第20号様式による補助金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、補助金の概算払を受けたときは、前条の規定による補助金の額の確定通知書受領後、第21号様式による補助金精算書を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第9 財産の処分の制限

事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的及び条件に反して使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第10 書類の整備保管

事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類及び事業に係る書類を整備し、これを事業完了後補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分するまでの間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

八王子市民間保育所建設費補助金交付要綱 別表

別表 1 (保育所緊急整備事業補助金及び保育所等整備交付金補助対象経費)

区分	種目	対象経費
補助対象経費	本体工事費	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事事務費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）</p>
	開設準備経費加算	保育所の開設準備に必要な費用
	土地借料加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合、又は、既に土地を賃借している場合で新たな保育所を整備する場合に必要な費用
	特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費（平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策整備交付金における特殊附帯工事の取り扱いについて」を準用）
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築の場合が対象）	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表2（保育対策総合支援事業費補助金補助対象経費）

区分	種目	対象経費
補助対象経費	賃貸物件による保育所改修費等	賃貸物件により、保育所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））
	認可化移行改修費等	認可保育所への移行に必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。））

備考

施設整備とは次の整備内容をいう。

整備区分	整備内容
新設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
大規模修繕	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防音壁整備	近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備をすること。
賃貸物件による保育所改修	賃貸物件により、保育所を新設、定員の拡大、老朽化に伴う改修をすること。
認可化移行改修	認可保育所への移行にあたって必要な改修をすること。

別表 3

< 本体工事 >

・平成 28 年 3 月 31 日以前に着手したもの

	基準額（1 施設当たり）		
定員 20 人以下	102,400,000	定員 131 人～160 人	257,300,000
定員 21 人～30 人	107,400,000	定員 161 人～190 人	292,300,000
定員 31 人～40 人	124,800,000	定員 191 人～220 人	324,700,000
定員 41 人～70 人	142,300,000	定員 221 人～250 人	359,800,000
定員 71 人～100 人	184,800,000	定員 251 人以上	399,700,000
定員 101 人～130 人	222,300,000		
特殊附帯工事	14,100,000		
設計料加算	本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く）の 5 %		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算		
	定員 20 名以下	49,000	
	定員 21～30 名	37,000	
	定員 31～40 名	32,000	
	定員 41～70 名	28,000	
	定員 71～100 名	23,000	
	定員 101～130 名	19,000	
	定員 131～160 名	18,000	
定員 161 名以上	17,000		
土地借料加算	21,200,000		

※増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

・平成28年4月1日以降に着手したもの

単位：円

	基準額（1施設当たり）		
定員 20 人以下	104,700,000	定員 131 人～160 人	262,950,000
定員 21 人～30 人	109,800,000	定員 161 人～190 人	298,650,000
定員 31 人～40 人	127,500,000	定員 191 人～220 人	331,950,000
定員 41 人～70 人	145,500,000	定員 221 人～250 人	367,650,000
定員 71 人～100 人	188,850,000	定員 251 人以上	408,600,000
定員 101 人～130 人	227,250,000		
特殊附帯工事	14,415,000		
設計料加算	本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く）の5%		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算		
	定員 20 名以下	50,000	
	定員 21～30 名	39,000	
	定員 31～40 名	32,000	
	定員 41～70 名	27,000	
	定員 71～100 名	23,000	
	定員 101～130 名	20,000	
	定員 131～160 名	18,000	
	定員 161 名以上	17,000	
土地借料加算	42,450,000		

※増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

※大規模修繕については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

別表 4

<解体撤去工事、仮設施設整備工事費>

・平成28年3月31日以前に着手したもの

単位：円

	基準額（1施設当たり）	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員 20 人以下	2,049,000	3,648,000
定員 21 人～30 人	2,323,000	4,452,000
定員 31 人～40 人	3,098,000	5,397,000
定員 41 人～70 人	3,898,000	7,496,000
定員 71 人～100 人	5,497,000	11,245,000
定員 101 人～130 人	6,597,000	13,494,000
定員 131 人～160 人	8,246,000	16,868,000
定員 161 人～190 人	9,896,000	18,443,000
定員 191 人～220 人	11,544,000	21,516,000
定員 221 人～250 人	13,194,000	24,590,000
定員 251 人以上	14,844,000	27,665,000

※一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

・平成28年4月1日以降に着手したもの

単位：円

	基準額（1施設当たり）	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
定員 20 人以下	2,094,000	3,729,000
定員 21 人～30 人	2,375,000	4,550,000
定員 31 人～40 人	3,165,000	5,516,000
定員 41 人～70 人	3,983,000	7,661,000
定員 71 人～100 人	5,618,000	11,492,000
定員 101 人～130 人	6,743,000	13,791,000
定員 131 人～160 人	8,427,000	17,238,000
定員 161 人～190 人	10,113,000	18,848,000
定員 191 人～220 人	11,798,000	21,990,000
定員 221 人～250 人	13,485,000	25,131,000
定員 251 人以上	15,171,000	28,274,000

※一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

別表5

<防音壁整備>

対象経費	基準額
近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所の防音壁設置に係る費用	1施設あたり 6,256,000

別表6

<賃貸物件による保育所改修費等>

単位：円

対象経費	基準額
賃貸物件により、保育所を新設、定員の拡大、老朽化に伴い必要となる経費（改修費等、賃借料（礼金を含み、敷金を除く。））	本園1施設あたり 32,000,000
	分園1施設あたり 21,000,000

※改修費等は、平成29年3月31日までに完了した工事の出来高に応じて補助する。

※改修費等は建物の躯体工事費等を除く内装工事費等に限る。

※20人未満分園を含む。

別表7

<認可化移行改修費等>

単位：円

対象経費	基準額
認可保育所へ移行するために必要な経費（改修費等、賃借料（改修期間中の建物賃借料及び礼金を含み、敷金を除く。））	1施設あたり 32,000,000

※改修費等は、平成29年3月31日までに完了した工事の出来高に応じて補助する。

※改修費等は建物の躯体工事費等を除く内装工事費等に限る。

別表 8

＜開設準備経費＞

単位：円

対象経費	基準額
既存建物を借り上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金を除く。）にかかる費用（開設前の改修等期間に係る賃借料に限る。）のうち、別表 6 に定める基準額を超えて事業者が支払う費用	1 施設あたり 41,000,000

※平成 28 年 4 月 1 日以降に新たに締結した賃貸借契約に係る経費に限る。

※保育所を新たに整備するための内装工事等の着工日から当該保育所の開設日の前日（平成 29 年 3 月 31 日を限度とする。）までの期間に係る経費とする。

別表 9

＜高騰加算＞

単位：円

対象経費	基準額（1 施設当たり）	
別表 3 に定める工事費に係る基準額を超えて事業者が支払う費用（大規模修繕を除く。）	定員 20 人以下	31,410,000
	定員 21 人～30 人	32,940,000
	定員 31 人～40 人	38,250,000
	定員 41 人～70 人	43,650,000
	定員 71 人～100 人	56,655,000
	定員 101 人～130 人	68,175,000
	定員 131 人～160 人	78,885,000
	定員 161 人～190 人	89,595,000
	定員 191 人～220 人	99,585,000
	定員 221 人～250 人	110,295,000
	定員 251 人以上	122,580,000
	特殊附帯工事	4,324,000
別表 6 に定める工事費に係る基準額を超えて事業者が支払う費用	本園	9,600,000
	分園	6,300,000

※平成 28 年 4 月 1 日以降に着手したものに限り。

※増築、一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。

（いずれも、小数点以下切捨て）

別表 9

単位：円

対象経費	基準額（1施設当たり）		
		解体撤去工事	仮設施設整備工事
別表4に定める工事費に係る基準額を超えて事業者が支払う費用（大規模修繕を除く。）	定員 20 人以下	628,000	1,118,000
	定員 21 人～30 人	712,000	1,365,000
	定員 31 人～40 人	949,000	1,655,000
	定員 41 人～70 人	1,194,000	2,298,000
	定員 71 人～100 人	1,685,000	3,447,000
	定員 101 人～130 人	2,022,000	4,137,000
	定員 131 人～160 人	2,528,000	5,171,000
	定員 161 人～190 人	3,033,000	5,654,000
	定員 191 人～220 人	3,539,000	6,597,000
	定員 221 人～250 人	4,045,000	7,539,000
	定員 251 人以上	4,551,000	8,482,000

※平成28年4月1日以降に着手したものに限る。

※一部改築等、定員の全てが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）